

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山形地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、昭和55年1月ごろ、国民年金から厚生年金保険に切り替わった際、私の父が「国民年金は、これまですべて納めてきたから、今後は自分で納める。」と言われて保険料の納付を引き継いできた。

両親の申立期間の国民年金保険料は、納付済みとされているにもかかわらず、私の分の保険料だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1か月と短期間であり、申立人は、昭和55年1月に厚生年金保険に加入するまでの間、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所の記録上、昭和43年5月1日にA町に払い出され、同年5月ごろに国民年金の加入手続が行われたことが推認でき、この時点において、昭和43年3月分は過年度保険料となるものの同月分の保険料を納付することが可能であるとともに、申立人の国民年金保険料を納付していたとする実父及び実母は、申立期間について、保険料を納付済みであることから、申立人の保険料のみが未納とされていることは不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年12月1日から37年11月10日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社。）における資格取得日に係る記録を昭和36年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月5日から37年11月10日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A株式会社における申立期間の記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、昭和34年1月5日に入社し、平成4年4月21日に退職するまで、A株式会社に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び申立人が勤務していたとする当該事業所の個人別人事記録等から、申立期間のうち、昭和36年12月1日から37年11月9日までの期間について、申立人がA株式会社に勤務していたことが認められる。

また、当該事業所が保管している「入社希望選考表」に、「昭和36年12月1日より正式入社し、同日保険も取得」と記載されている上、当該事業所は、「申立人の入社希望選考表に記載されている正式入社の日付で厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料の控除があったものとする。また、社会保険庁への保険料納付については、厚生年金保険資格取得の届出誤りも

想定されるため、履行していなかったと思われる。」と供述しているとともに、元同僚の3人は、「入社後しばらくは試用期間であった。」と供述しており、このうち1人は「試用期間後に正式入社となってから社会保険に加入していたと聞いていた。」旨供述しているが、この同僚の厚生年金保険は、正式入社だったとする時期に加入していることが確認できる。

一方、申立期間のうち、昭和34年4月5日から36年12月1日までの期間については、当該事業所が保管している「入社希望選考表」に、「昭和29年10月1日から毎年冬期間働いており、一時、冬期間も働きを中止したことがあるが、36年12月1日正式入社。」と記載されていることに加え、元同僚2人は、「申立人の家業は農業であり、繁忙期は休んでいたかもしれない。」と供述しており、当該期間は冬期間のみの臨時雇用であったことも否定できない上、同事業所では、同期間に係る申立人の勤務実態を確認できる資料が無いことから、同事業所に勤務していた事実は確認できない。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち昭和36年12月1日から37年11月10日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和37年11月の社会保険事務所の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、資格取得日を昭和36年12月1日とすべきところ、37年11月10日と誤って届け出たため納付していないと思われるとしていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る36年12月から37年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格取得日に係る記録を昭和43年4月10日に、またA株式会社における資格取得日に係る記録を44年5月11日にそれぞれ訂正し、標準報酬月額を申立期間①については2万6,000円、申立期間②については4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月10日から同年5月1日まで
② 昭和44年5月11日から45年1月5日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、昭和38年4月にA株式会社に入社以来、関連会社に出向したことはあるものの、継続してA株式会社に勤務しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立てに係る事業所から提出された社員身上調書及び退職金手当計算書により、申立人は、A株式会社に昭和38年4月1日に採用され、以降平成14年12月15日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に昭和38年4月1日に奨学生として入社した同僚4人は、申立人より1年前（昭和42年4月1日）に申立期間①に係る同社B工

場に赴任しているが厚生年金保険の加入記録は欠落することなく継続しているものの、申立人と同時期に同社B工場に赴任した同僚2人は申立人と同様に1か月欠落していることについて、当該事業所は、「事務手続の不備により厚生年金保険の加入記録が1か月欠落した。」旨回答している。

申立期間②について、申立人は、株式会社C（現在は、株式会社D。）に出向しているが、同社に出向した者は申立人以外にはおらず、同僚の記録を確認することはできないものの、昭和44年4月1日付けでB工場から他事業所への発令があった同僚2人は厚生年金保険の加入記録は欠落しておらず本社で資格取得しており、当該事業所は、「申立期間②については、在籍出向であり、給与賞与は従業員として支給していたことから、厚生年金保険料も控除していたと思われる。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の当該事業所に係る昭和43年5月の社会保険庁の記録から2万6,000円、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の当該事業所に係る45年1月の社会保険庁の記録から4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格取得日を昭和43年4月10日とすべきところ、同年5月1日と誤って届け出たため納付していないと思われるとしていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立期間②に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格取得届などのいずれの機会においても、社会保険事務所で申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和45年1月5日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年5月から44年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和30年10月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年10月21日から31年5月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、昭和30年7月にA株式会社B工場に中途採用され、3か月の見習期間を経て同年10月21日に本採用になり、同時に厚生年金保険にも加入したと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人が所持している人事発令記録の写し及び申立てに係る事業所の人事情報システム資料により、申立人がA株式会社に昭和30年10月21日に本採用され、平成11年1月31日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、当該事業所では、「申立人については、本採用時期が確認でき、その時の給与から厚生年金保険料の控除があったものと思われる。また、申立てどおりの資格取得及び標準報酬月額に関する届出を行っていなかったものと思われる。」旨供述している。

さらに、申立人と同様、当該事業所において中途採用された者3人に照会したところ、1人（申立人の本採用から2年後に採用）は、「本採用になった月から厚生年金保険に加入している。」旨供述しており、当該同僚については、社会保険庁の記録上、本採用になった時期に厚生年金保険に加入していることが確認できるとともに、この同僚以外の2人についても、おおむね本採用時から厚生年金保険に加入していることから、中途採用者については、おおむね本採用時から厚生年金保険に加入させていた状況がうかがわれる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和31年5月の社会保険事務所の記録から、4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、資格取得日を昭和30年10月21日とすべきところ、31年5月1日と誤って届け出たため納付していないと思われるとしていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る30年10月から31年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年4月1日から同年10月6日まで
② 昭和39年8月1日から40年2月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、A株式会社には、申立期間①も含め昭和31年8月から38年4月7日に被保険者資格を喪失するまで引き続き勤務していた。また、申立期間②についても、株式会社Bに営業課長として勤務していた。いずれの期間についても、給与明細等、証拠となるものは持っていないが、厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかないため、再調査をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする事業所は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるとともに、申立期間②に係る事業所の役員及び元同僚の供述により、期間の特定はできないものの申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、両申立期間について厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無い上、申立人から聴取しても保険料控除についての記憶が定かではなく、事業主により給与から保険料が控除されていた事実は確認できない。

また、申立期間①に係る事業所では、当時の資料が無く、申立人の勤務状況、資格取得・喪失の届出状況は不明と回答し、申立期間②に係る事業所は、平成16年7月24日に適用事業所ではなくなっていると同時に、同事業所の

事業主は、既に死亡している上、事業主の家族からも、当時の資料は処分し残っていない旨の回答を得ており、申立てを裏付ける供述等は得られなかった。

さらに、申立期間①に係る同僚（申立人と同様に被保険者期間が連続していない）は、「当時は、成績次第で待遇が変わることがあった。一定の成績にならないと正社員から委任社員に変わり、固定給から出来高になり、厚生年金保険から外され、保険料も控除されていなかった。外勤の人に多かった。」旨供述している。

加えて、申立期間②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票上、健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、複数の元同僚は、「当時は、試用期間が3か月から6か月ほどあり、すぐには厚生年金保険に加入できなかった。私には、3か月の試用期間があった。」旨供述しているが、これら同僚の当該事業所における厚生年金保険の加入記録を見ると、同事業所に入社後直ちに厚生年金保険に加入しておらず、2か月から3か月後に同事業所の被保険者資格を取得していることが確認できる。

その上、複数の同僚から申立期間当時、当該事業所に勤務していたとして名前の挙がった者が3人いるが、いずれも当該事業所における厚生年金保険の加入記録は見当たらない。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年4月21日から同年10月21日まで
② 昭和32年4月21日から同年10月21日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、申立期間についてA株式会社に勤務し、農家に対する生産指導員をしていたので、厚生年金保険の加入記録が無いのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする事業所は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるとともに、申立期間②については、申立てに係る事業所から提出された失業保険被保険者名簿の記録により、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、両申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無い上、申立人から聴取しても保険料控除等についての記憶が定かではなく、事業主により給与から保険料を控除されていた事実は確認できない。

また、当該事業所は昭和36年4月10日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同事業所の後継事業所に照会しても、「申立期間当時の人事記録等の関連資料が既に処分されているため、申立人に係る申立期間当時の厚生年金保険の加入状況は不明である。」旨回答しており、当時の担当者の所在が不明なことから、申立てを確認できる関連資料等を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管している当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿上、両申立期間当時、同事業所において厚生年金保険の被保険者であった者6人に照会し、4人から回答を得たが、回答のあった4人はいずれも申立人が勤務していたことを憶えておらず、このうち2人は農家指導員の存在を承知していない旨供述しており、申立てを確認できる供述等は得られなかった。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿上、健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、当該事業所の人事担当者は、「短期指導員とは半年の契約者で社会保険には加入ならず、長期指導員とは通年の契約者であるが、すぐに社会保険には加入にならないようであり、厚生年金保険の加入基準については当時の資料が無いので不明である。」旨供述しており、申立てを裏付ける供述等は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。